情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みと運用状況を紹介します

より開かれた市政運営のための「情報公開制度」

問 相談・情報課☎内線2215

市が収集・作成したさまざまな情報は、みなさんの共有財産です。そして、みなさんに市政に参加していただくためには、情報が広く公開されることが必要です。市では、こうした観点から、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度の的確な運用を図っています。

利用できるのは…

市の情報公開制度は、すべての人(法人を含む)が利用できます。平成30年度の情報公開請求者の内訳は表1のとおりです。

公開の対象となる情報は…

市のすべての組織で作成・受領した情報が公開の対象です。30年度の部門別決定件数とその処理状況は表2のとおりです。

公開できない情報は…

みなさんのプライバシーに関することや、企業秘密は公開しません。また、市が事業を行うための交渉の方針など、公開することで公正・適正な市政運営が妨げられる情報も公開しないこととしています。30年度の非公開件数とその理由は表3のとおりです。

市政情報非公開の場合の救済制度は…

市政情報が公開されなかったことに不満がある場合は、市に審査請求をすることができます。市は情報公開審査会に諮問し、審査会では非公開の決定が適切であったかどうかを審査します。30年度は、審査請求が1件あり、審査会を3回実施しました。

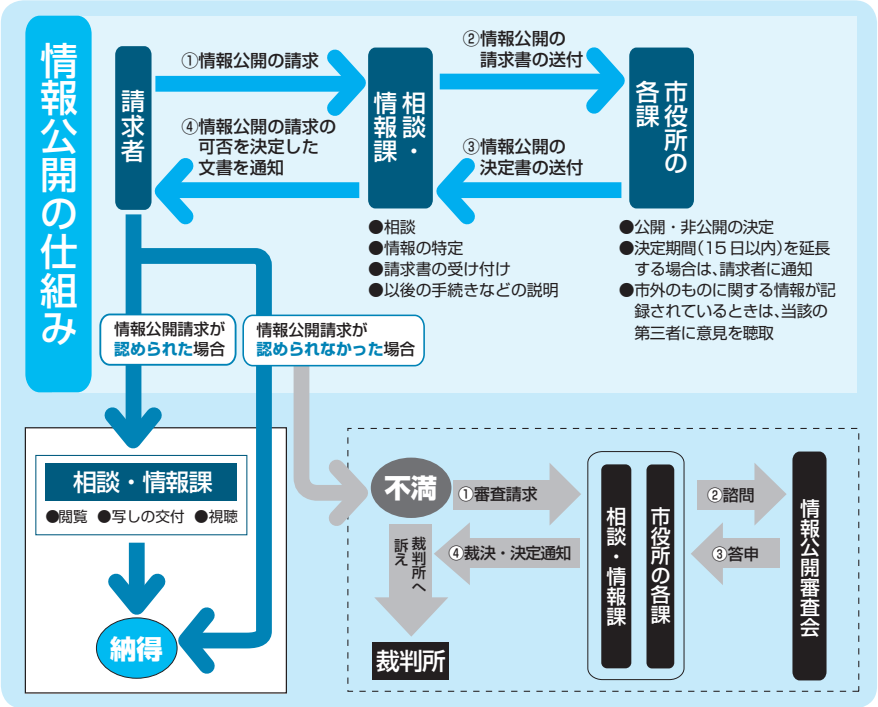

表1 請求件数と請求者の内訳

請求件数	内訳			
	市民	市内法人・団体	市外在住者	市外法人・団体
88	24	31	13	20

表2 部門別の情報公開決定件数と処理状況

実施機関	決定件数	処理状況					審査請求
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	128	79	40	1	8	3	1
教育委員会	13	8	3	1	1	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合　計（注1）	141	87	43	2	9	4	1

(注1) 1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があるため、表1の請求件数とは一致しません。取り下げ件数は決定件数には含まれません。

表3 非公開理由の内訳

法令によって明らかに公開することができない情報	2
収入や職業、学歴など個人のプライバシーに関する情報	21
企業の経営戦略や技術、経営状況に関する情報	4
市の事業の情報で、公開すると関係者との信頼関係が損なわれたり、公正・適正な事業が妨げられる情報	2
生命、身体や財産の保護、犯罪の防止のための情報で、公開すると安全安心に支障が出る情報	38
合　計（注2）	67

(注2) 1件の決定について複数の非公開理由があるため、表2の一部公開件数と非公開件数の合計とは一致しません。

市民会議などの公開状況をお知らせします

問 相談・情報課☎内線2215

市では、開かれた市政運営のために市民会議などの様子を広く公開しています。平成30年度の公開状況は右表のとおりです。

傍聴などの状況

傍聴があった会議数＝16会議、傍聴人延べ人数＝47人

区分		会議数・回数	構成比
対象となる市民会議・審議		54会議（注2）	
	公開	41会議	71.9%
	一部公開	5会議	8.8%
	非公開	11会議	19.3%
会議の延べ開催回数（注1）		151回	
	公開	119回	78.8%
	一部公開	13回	8.6%
	非公開	19回	12.6%

(注1) 回数は、延べ399回のうち、非公開で行われる介護認定審査会(延べ224回)と障がい程度区分判定等審査会(延べ24回)を除いています。

(注2) 一つの会議において、議題により公開・非公開が分かれる場合があるため、公開・一部公開・非公開件数の合計とは一致しません。

総合オンブズマン

問 相談・情報課☎内線2215

総合オンブズマンは、みなさんから寄せられた市政に関する苦情を、市と市民の間に立って公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

◆総合オンブズマン活動実績　平成30年度活動状況をお知らせします

1 月別苦情申し立て受け付け状況(30年4月～31年3月)

区分	受付件数	市内・市外在住者別		本人・代理人別		受付方法		
		市内在住者	市外在住者	本人	代理人	来訪	郵送・ファクス	電話
8月	1	1	0	1	0	1	0	0
9月	1	1	0	0	1	1	0	0
10月	1	1	0	1	0	1	0	0
1月	1	1	0	1	0	1	0	0
合計	4	4	0	3	1	4	0	0

2 組織別苦情申し立て内容

区分	受付件数	内容
健康福祉部	1	家族の施設利用に関わる所管課職員及び施設職員の対応について
子ども政策部	1	医療的ケアを理由とした入所拒否に対する苦情
教育委員会	1	生徒氏名の誤記及び宿題指導の休講について
選挙管理委員会	1	三鷹市明るい選挙推進協議会の会計処理について
合計	4	

3 苦情申し立て処理状況

区分	件数
1 苦情申立人に結果を通知したもの	5
(1) 苦情申し立ての趣旨に沿ったもの	3
(2) 行政の不備がないもの	1
(3) 所管外となったもの	0
(4) そのほか	1
2 苦情調査を打ち切ったもの	0
3 苦情申し立てを取り下げたもの	0
4 次年度に調査を持ち越したもの	0
合　計	5

※29年度から持ち越した案件1件を含む。

◆総合オンブズマン相談(7月)

日 4・25日＝中村一郎さん(弁護士)、11・18日＝片桐朝美さん(杏林大学准教授)、いずれも木曜日午後1時30分～4時30分

所 同課(市役所2階)　申 同課☎内線2215へ